

第1回検討会の主な意見

【検討会で議論すべき論点等について】

- 地域医療構想は、医療計画の一部であることから策定に当たっては都道府県医療審議会が主導的役割を果たすのではないかと考える。そうであれば、地域医療構想ができて、突然、構想区域の単位で協議の場で議論するというのは難しいと考える。協議の場を前倒しして設置し、地域医療構想の策定段階から関係者による協議を行っていくべきである。
- ガイドラインは都道府県が地域医療構想を策定する際の参考であり、都道府県は地域の実情を反映しながら地域医療構想を作り、協議の場で議論しながら、2025年の医療提供体制を構築していくべきである。
- 国のガイドラインは、各都道府県・市町村が納得できるものでなければならない。そのためには、都道府県・市町村から実情等を聞き、反映させ、都道府県・市町村が本当にそれを尊重できるものをつくる努力が必要である。
- 歯科医療についても医療提供体制の中で考慮すべき。医科・歯科の連携の下で必要な歯科医療が提供されるよう、さまざまな連携の仕組みが確保されるよう検討を願いたい。また、早期からの歯科医療、発症予防の観点も入れるべき。
- 地域医療構想では、医療提供側、国民、行政の将来あるべき姿をイメージできるようにすべき。提供側の状況だけでなく、医療を受ける国民の役割といった観点もガイドラインの考え方に入れてはどうか。
- 地域医療構想の策定に当たっては、現状にとらわれずに、地域住民のためにということが第一義。そのため、行政、医療提供者、保険者、住民など関係者が一体となって作成に関与することが必要である。
- 住民の理解を得るためには、病床機能の分化など関係者が使い慣れた言葉も改めて説明することをガイドラインには盛り込んでいただきたい。
- 今後の地域の医療提供体制の方向性についての視点に、例えば、重症化予防を追加すべきである。

【今後の地域の医療体制の方向性について】

病床の機能分化・連携の推進、患者の状態に応じた質が高く効率的な医療提供体制の構築

- 財源がなければ医療提供体制も支えられない。与えられた財源を有効活用するため、病床の機能分化・連携の推進、患者の状態に応じた質が高く効率的な医療提供体制の構築を実現できるようにしていくべき。
- 各地で実情があるが、地域差がどういう原因で生じているのかという要因の精査・分析を行って、それを的確に地域医療構想にも反映する必要がある。
- 医療提供体制の改革は時間的にもラストチャンス。このラストチャンスを活かすよう、地域医療構想は、限られた医療資源を有効活用できるよう、また、地域によって医療提供量の過不足がないよう、人口動態や医療需要などを推計によって見極め、現状の医療提供体制にあまりこだわらず、推計結果を反映した実効性のあるものにすべき。
- 2025年の医療需要と各病床機能の必要量だけでなく医療提供体制の方向性も定める必要がある。しっかりと国民に示すことを通じて、我が国の医療がどの方向に向かっているかを、各地で議論を深めながら示していくことが求められる。
- 高齢者救急も含め、回復期・慢性期も、民間医療機関がしっかりと担っているという現状を認識して、ガイドラインを検討していただきたい。
- 地域医療において、医科入院患者や在宅患者に対する重症化予防の観点から、早期から歯科医療が連携できる視点も明記していただきたい。

地域包括ケアシステムを支える病床の整備や在宅医療の充実

- 在宅生活を支えるためには、医療依存度の高い高齢者が在宅で生活することを前提とする必要がある。地域の高齢者の医療を支える診療所、診療所を後方から支援する病院の役割が期待される。このため、こうした後方支援の機能をもった病院を地域に速やかに増やしていくことが必要である。

- 在宅医療・介護連携を支える地域の病床機能については、一定程度、市町村の意見が反映できる仕組みが必要である。
- 在宅医療の充実を進める上で、訪問看護が重要な機能。訪問看護の拡充に取り組む視点を明確にする必要がある。
- 在宅医療で最も重要なことは、在宅医療を支える病院との連携・協働である。このことを書き込んでいただきたい。
- 在宅医療の患者の多くは医薬品を使用していることを踏まえ、地域の薬局、薬剤師が安心・安定した医薬品の供給・管理に関与できるような体制整備について、ガイドラインに盛り込んでいただきたい。
- 在宅医療の充実を進めるためには、地域に何が足りなくて、将来どういったことが予想されるのか、地域の事情を踏まえるべきことを住民側と一緒に考えられるようにガイドラインに盛り込んでいただきたい。
- 小児や難病の方々への在宅医療は非常に重要であり、もう少し書き込んでいただきたい。

認知症高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加を踏まえた、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供される体制の構築

- まちづくりの視点を追加すべき。地域における医療・介護サービスの提供体制の確保をまちづくりの一環として位置づけていく視点を盛り込んではどうか。
- 総合確保方針を受け、医療提供体制と介護サービスの充実は一体的に行うこと。また、サービスが切れ目無く適時適切に提供される必要があることを明示すべき。
- 地域医療では、精神疾患は救急医療との連携や、認知症や鬱病に関する特にかかりつけ医との連携が非常に重要であるので、精神科も含んだ視点で今後の医療提供体制を議論していただきたい。

関係団体と連携し、病床の機能に応じた医療人材の確保

- マンパワーも有限であるから、各医療機能に合わせた医療従事者の適正配置、質の高い医療従事者の養成・確保の視点が重要である。
- 地方では医師も看護師も集まらない。地域をどうするかを描かないと、意味がないのではないか。
- 病床区分の特性を踏まえ、病院・診療所で勤務する薬剤師の配置等に関して整備を進めていただきたい。

都道府県内においても、地域によって、人口動態や医療・介護需要のピークの時期や程度が異なることや、医療・介護資源の現状に差があることを踏まえ、地域にふさわしい医療提供体制の構築

- 医療機関の需要の変化、人口推移、年齢構成の変化など自分たちの住んでいる地域で見えるように示していくべき。
- 在宅医療などそれぞれの地域でなぜ実現しないか、何が必要かを住民側と一緒に考えることができる共通のものを盛り込むべき。

国民（患者）が医療機関の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けられるような医療機関に関する十分な情報の国民（患者）への提供

- どのような病状のときに、どのような機能をもった医療機関を選ぶのがよいか、具体的に患者が理解できるように解説していただきたい。